

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けた被保険者に対する支援として、「傷病手当金の支給」「国民健康保険料の減免」を実施している。

(1) 傷病手当金の支給

- 国民健康被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した、又は発熱等の症状があり感染が疑われる給与収入等がある被用者に対して、直近3ヶ月の収入状況や勤務状況を基に「1日当たりの支給額」を算定し、支給対象となる日数分を支給するもの。
- 国基準に基づく新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給については、全額、国財政支援が行われる。
- 熊本市国民健康保険条例を改正し、令和2年（2020年）5月より実施。
- 対象期間は、令和2年（2020年）1月1日～令和3年（2021年）3月31日。
(期間については、延長される可能性有)

傷病手当金の支給実績(令和2年12月末時点)

支給件数	支給額
5件	183,801円

(2) 国民健康保険料の減免

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った際や、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる際、申請に基づき世帯の国民健康保険料を減免する。
- 国基準に基づく新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険料の減免については、全額、国財政支援が行われる。
- 対象保険料は、令和2年(2020年)2月分から令和3年(2021年)3月分
(令和元年度(2月期及び3月期納付分)及び令和2年度分の保険料)

国民健康保険料の減免実績(令和2年12月末時点)

	減免決定世帯数	減免額
令和元年度分	1,554世帯	約5,800万円
令和2年度分	1,799世帯	約3億6,400万円